

# 避難勧告等の判断・伝達 マニュアル

(土砂災害編)

**岩見沢市**  
(平成28年3月)

# 目 次

1	マニュアル（土砂災害編）の作成にあたって	1
2	避難勧告等の種類と避難行動	
2-1	避難勧告等の種類と発令の3段階	2
2-2	避難行動の考え方	2
3	土砂災害の種別と前兆現象	
3-1	土砂災害の種別と前兆現象	3
4	避難勧告等の発令の判断基準	
4-1	避難勧告等の発令を判断するための情報	4
	（1）土砂災害警戒情報	
	（2）北海道土砂災害警戒情報システム	
4-2	避難勧告等の発令の判断基準	5
5	土砂災害危険区域等	
5-1	警戒すべき区域・箇所	6
5-2	土砂災害の危険箇所等一覧	6
6	避難勧告等の伝達	
6-1	避難勧告等の伝達手段と伝達先	7
6-2	避難勧告等の伝達内容	8
【資料1】	防災気象情報（土砂災害関係）	10
【資料2】	土砂災害危険箇所等一覧	11
	（土石流危険渓流・急傾斜地崩落危険箇所・地すべり危険箇所）	

# 1 マニュアル（土砂災害編）の作成にあたって

- 近年、全国各地では記録的な大雨による災害が発生し、大きな被害をもたらしている。また、岩見沢市においても、平成 26 年 9 月に「大雨特別警報」が発表され、防災対策の充実や市民の防災意識の向上が必要となっている。
- これら国内で発生した洪水や土砂災害の教訓などから、避難行動における課題として、次のような点が挙げられている。
  - ・避難勧告等（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））を適切なタイミングで、避難が必要な地域に発令できていない。
  - ・避難勧告等について、市民への迅速・確実な伝達が難しい。
  - ・避難勧告等が伝わっても、市民は実際に避難しない。
- こうした背景から、国では、市町村が避難勧告等の発令の判断基準や伝達方法などを明確にする指針として、平成 26 年 4 月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を改正した。
- 自然災害に対しては、住民一人ひとりが自らの判断で避難行動を起こすことが重要であるとともに、市は住民が避難行動をとるために判断できる知識と情報を提供することが必要である。
- 本マニュアル（土砂災害編）は、住民の迅速かつ円滑な避難行動を実現し、災害による人的被害の軽減を図るため、避難勧告等の発令の判断基準や警戒すべき区域などを明確にすることを目的として策定したものである。

なお、今後において、土砂災害警戒区域の指定や基準の改正、対応の変更等があった場合には、適宜、見直しを行うものとする。

※ 平成 25 年 6 月に改正された災害対策基本法では、これまでの「立ち退き避難（自宅等のその場を立ち退いて近隣の安全を確保できる場所に移動すること）」とともに、屋外に移動することが危険な場合には、建物の安全な場所に待避したり、屋内の 2 階以上の高い場所に移動する「屋内における安全確保」も避難勧告等が促す避難行動として示された。

→[避難行動の考え方]

## 2 避難勧告等の種類と避難行動

### 2-1 避難勧告等の種類と発令の3段階

対象とする避難勧告等については次のものがあり、それぞれの情報に応じた行動が必要です。

種類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	○避難行動要支援者など避難行動に時間を要する方が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>●気象情報や今後の避難情報に注意を払い、いつでも避難できる準備をする。 (家族等との連絡、非常持出し品の用意など)</li> <li>●避難行動要支援者など避難行動に時間を要する方は、避難行動を開始する。 (避難支援者は支援行動を開始)</li> </ul>
避難勧告	○通常の避難行動ができる方が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	●避難行動（立ち退き避難）を開始する。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況</li> <li>○人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●直ちに避難行動（立ち退き避難）に移る。 (避難中の方は、避難行動を完了する)</li> <li>※ただし、そのいとまがない場合、あるいは屋外への避難によりかえって危険が及ぶ場合は、屋内に留まって安全を確保する。</li> </ul>

### 2-2 避難行動の考え方

住民は自宅周辺の特性を認識し、日頃から気象情報等に注意を払うとともに、災害が発生する危険性が高まった場合、あるいは危険を感じた場合には、自らの判断で早期に安全な場所に避難することが重要である。

#### (1) 立ち退き避難（水平避難）

自宅等のその場を立ち退いて、指定された避難所や安全が確保できる場所に避難する。

#### (2) 屋内安全確保（待避・垂直避難）

屋外への避難により、かえって危険が及ぶおそれがある場合は、自宅など屋内に留まって安全を確保する。

行動の視点	避難行動	具体的な行動例
緊急的な行動	立ち退き避難（一時的）	その場を立ち退いて、安全を確保できる近隣の場所に移動する。
	屋内安全確保	自宅等の安全な場所に待避したり、屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する。
仮の生活を送る行動	立ち退き避難（長期的）	自宅と異なる避難先等で一定期間仮の避難生活を送る。




※屋内安全確保は、緊急時・切迫時に行うべき避難行動であることに留意。

## 3 土砂災害の種別と前兆現象

### 3-1 土砂災害の種別と前兆現象

本マニュアルの対象となる土砂災害は、「土石流の発生、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）」とする。

「地すべり」については、危険性が確認された場合、国や北海道が個別箇所毎の移動量等の監視や観測等調査を行い、その結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえたうえで、市として避難勧告等を発令します。

土砂災害の種別	特徴	前兆現象
<p><b>【土石流】</b></p> 	<p>○山腹や川底の石、土砂が長雨や集中豪雨によって、一気に下流へ押し流される現象。</p> <p>○時速20～40kmという速さで流れ、一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地鳴り、山鳴りがする。</li> <li>●急に川の水が濁り、流木が混ざり始める。</li> <li>●腐った土の匂いがする。</li> <li>●降雨が続くのに川の水位が下がる。</li> <li>●立木の裂ける音や石がぶつかり合う音が聞こえる。</li> </ul>
<p><b>【がけ崩れ】</b></p> 	<p>○斜面の地表に近い部分が、雨水の浸透などでゆるみ、突然崩れ落ちる現象。</p> <p>○崩れ落ちるまでの時間が短いため、逃げ遅れにより、人命を奪うことが多い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●崖に亀裂ができる。</li> <li>●小石がパラパラと落ちてくる。</li> <li>●崖からの湧き水が増加する、噴き出している。</li> <li>●湧き水が濁ってくる。</li> </ul>
<p><b>【地すべり】</b></p> 	<p>○斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に動き出す現象。</p> <p>○土の塊の移動量が大きいため、甚大な被害が発生する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地面がひび割れたり、陥没する。</li> <li>●崖や斜面から水が噴き出す。</li> <li>●井戸や沢の水が濁る。</li> <li>●樹木や電柱が傾く。</li> <li>●家や壁に亀裂が入る。</li> </ul>

## 4 避難勧告等の発令の判断基準

### 4-1 避難勧告等の発令を判断するための情報

#### (1) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、大雨警報（土砂災害）又は大雨特別警報が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が高まったときに、気象庁と北海道が共同で、市町村を単位として発表する防災情報をいう。

気象庁が作成する解析雨量、土壌雨量指数による実況指数と、降水短時間予報等の予測資料に基づいた指標が、5km四方の領域（メッシュ）毎に設定した監視基準に達した場合に発表される。

（地すべり、斜面の深層崩壊、山体の崩壊は、技術的に予知・予測が困難なため、土砂災害警戒情報の発表対象となっていない。）

#### 【情報入手先】

- ・北海道防災情報システム (<http://www.bousai-hokkaido.jp/>)
- ・気象庁ホームページ (<http://www.jma.go.jp/>)

#### (2) 北海道土砂災害警戒情報システム

##### ①土砂災害警戒情報発表状況

- ・現在の発表状況と過去の発表履歴を表示。

##### ②危険度情報（土砂災害警戒判定メッシュ情報）

- ・土砂災害の危険度を5km四方の領域（メッシュ）毎に、土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づく土砂災害の危険度を段階別に表示。

#### 【危険度表示】 更新間隔30分

- 赤－実況で土砂災害警戒情報発表基準超過
- 橙－実況で大雨警報（土砂災害）発表基準超過
- 黄－実況で大雨注意報基準超過

#### 【情報入手先】

- ・北海道土砂災害警戒情報システム (<http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>)

#### 4-2 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準は、次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、今後の気象予測や現地の状況等を総合的に勘案し、必要と判断される場合には避難勧告等を発令します。

区分	措置	基準	対象区域 (土砂災害危険箇所内の住家等を基本とする)
避難準備・高齢者等避難開始	立ち退き避難の準備の勧告(避難行動要支援者は避難を開始)	1 大雨警報(土砂災害)が発表された場合	北海道土砂災害警戒システムの判定メッシュ情報(以下「メッシュ情報」という。)で、大雨警報(土砂災害)の発表基準(橙)を超過し、さらに降雨が継続する見込みの場合、対象区域に発令する。
避難勧告	立ち退き避難の勧告	1 土砂災害警戒情報が発表された場合	メッシュ情報で、土砂災害警戒情報の発表基準(赤)を超過した区域、及びその周辺の大雨警報の発表基準(橙)を超過した対象区域に発令する。
		2 土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合	当該前兆現象が発見された箇所、及びその周辺の区域に対して発令する。
避難指示(緊急)	立ち退き避難の指示	1 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合	記録的短時間大雨情報が発表された地域、及びその周辺の地域のうち、メッシュ情報で、土砂災害警戒情報の発表基準(赤)を超過した対象区域に発令する。
		2 土砂災害が発生した場合	当該土砂災害が発生した箇所、及びその周辺の区域に対して発令する。

## 5 土砂災害危険区域等

### 5-1 警戒すべき区域・箇所

北海道が指定する岩見沢市の土砂災害危険箇所は、58箇所となっている。

土石流危険渓流	急傾斜地崩落危険箇所	地すべり危険箇所
29箇所	28箇所	1箇所

◆次の3つの危険箇所を総称して「土砂災害危険箇所」という。

- ・土石流危険渓流 …… 渓流の勾配が3度以上あり、土石流が発生した場合に被害が予想される危険区域に、人家や公共施設がある渓流。
- ・急傾斜地崩落危険箇所 …… 傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼす恐れのある急傾斜地および近接地。
- ・地すべり危険箇所 …… 空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生する恐れがあると判断された区域のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与える恐れのある範囲。

### 5-2 土砂災害の危険箇所等一覧

【資料2】のとおり

- ・ P11～土石流危険渓流
- ・ P12～急傾斜地崩落危険箇所、地すべり危険箇所

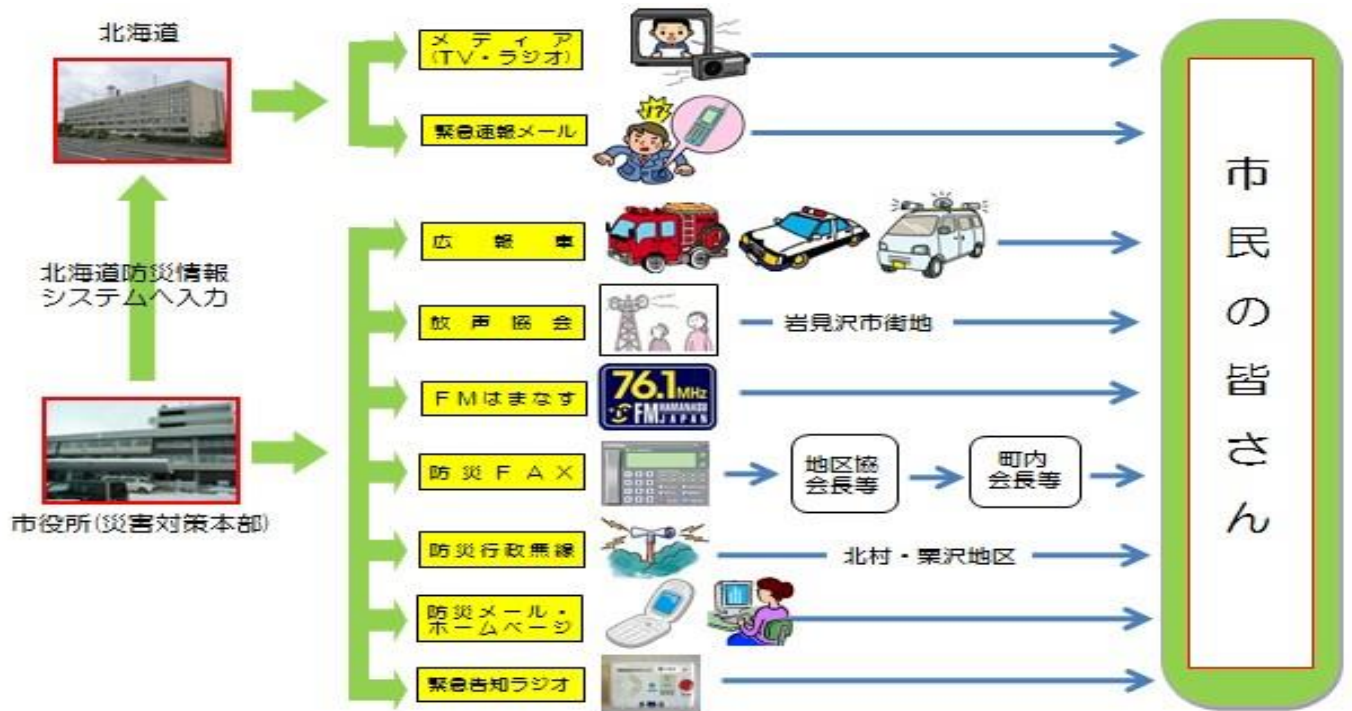


## 6 避難勧告等の伝達

### 6-1 避難勧告等の伝達手段と伝達先

住民が適切な避難行動を取ることができるよう、市は、多様な伝達手段を活用し、避難勧告等を伝えるものとする。

伝達手段	担当部署	伝達先
① 広報車及び消防車両	総務部	住民
② 緊急告知FMラジオ	総務部	住民（受信ラジオ端末所持者）
③ 防災行政無線（同報系）	栗沢支所	住民（栗沢地域）
④ 報道機関（新聞社・テレビ・ラジオ）	総務部	住民
⑤ 防災FAX	総務部	町会連合会地区連絡協議会
⑥ 防災メールサービス	総務部	住民（登録者）
⑦ 緊急速報メール（エリアメール）	総務部	住民（受信携帯所持者）
⑧ ホームページ、SNS（ツイッター、フェイスブック）	総務部	住民（インターネット利用者）
⑨ 電話、FAX	総務部	警察、自衛隊、報道機関
	総務部・ 土木建築部	公共交通機関
	救助部	民生委員、社会福祉協議会のほか、必要と思われる施設
	文教対策部	小中学校、幼稚園・保育所、社会教育施設
	農林対策部	農協など関係機関
	土木建築部	各道路・河川管理者



## 6-2 避難勧告等の伝達内容

避難勧告等において、伝達すべき事項は次のとおりである。

発令者	こちらは、岩見沢市役所（岩見沢市災害対策本部）です。	
発令日時	本日、〇〇時△△分に	
避難情報の種類	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（指示）のいずれか	
対象地域	□□地域の土砂災害警戒区域に	
避難場所	◇◇コミュニティセンター 近くの安全な場所など	
避難の時期・時間	直ちに避難してください。 避難に助けが必要な方は、支援者などと連絡を取り合い、早目に避難してください。	
避難すべき理由	大雨により土砂災害の発生するおそれがあります。	
住民のとるべき行動や注意事項	テレビやラジオで気象や災害などの情報を確認しておきましょう。 雨の降り方には十分注意し、危険を感じたら、早目に避難してください。 近所にも一声かけて避難してください。 外が危険で避難が困難な場合は、自宅の谷側の高い場所に避難してください。	
その他	通行できない道路	〇〇道路は、▲▲から△△の間は通行止めとなっています。
	危険の度合い	〇〇の斜面に亀裂があります。

### <避難情報を出すときの注意事項>

- ・ 避難勧告等に至った理由（状況）を簡潔に伝達する。
- ・ 避難所は、具体的に伝達する。

- ・避難に支障となることがある場合（土砂崩れ、通行止め）は、その状況も合わせて伝達する。

■ 避難勧告等の伝達文（例）は、次のとおりである。

**【 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文 】**

こちらは、岩見沢市役所（岩見沢市災害対策本部）です。

- ○○時△△分に、岩見沢市に大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害の発生するおそれがあります。  
このため、●●時▲▲分に、□□地域の土砂災害警戒区域に土砂災害に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。  
□□地域の対象地区の方は、いつでも避難できる準備をお願いします。
- 避難に助けが必要な方は、支援者などと連絡を取り合い、早目に避難してください。
- テレビやラジオで気象や災害などの情報を確認しましょう。  
雨の降り方には十分注意し、心配な場合や危険を感じたら、早目に避難してください。

**【 避難勧告の伝達文 】**

こちらは、岩見沢市役所（岩見沢市災害対策本部）です。

- ○○時△△分に、岩見沢市に土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の発生する危険性が高まっています。  
このため、●●時▲▲分に、□□地域の土砂災害警戒区域に土砂災害に関する避難勧告を発令しました。  
□□地域の対象地区の方は、避難所の◇◇◇に避難してください。
- 避難に助けが必要な方は、支援者などと連絡を取り合い、早目に避難してください。
- テレビやラジオで気象や災害などの情報を確認しましょう。  
雨の降り方には十分注意し、心配な場合や危険を感じたら、早目に避難してください。



		土壌雨量指数 147
記録的短時間大雨情報	大雨警報（浸水害）が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。 ・空知地方 1時間雨量 100mm	

【資料2】 土砂災害危険箇所一覧

【土石流危険渓流】（29箇所）

NO	図番号	箇所番号	箇所名	人家等の有無	避難所
1	土 049	Ⅱ-04-0610	東山2の沢川	無	
2	土 050	Ⅱ-04-0620	緑が丘沢川	有	岩見沢東高等学校
3	土 051	Ⅱ-04-0630	志文1の沢川	有	清園中学校
4	土 052	I-04-0640	志文2の沢川	有	
5	土 053	I-04-0650	スキー場横沢川	有	メープル小学校
6	土 054	I-04-0660	スキー場沢川	有	
7	土 055	Ⅱ-04-0670	上志文1の沢川	有	
8	土 056	Ⅱ-04-0680	上志文2の沢川	無	
9	土 057	I-04-0690	銀の沢	有	朝日コミュニティ交流センター
10	土 058	I-04-0700	せきたん沢川	有	
11	土 059	Ⅱ-04-0710	清水の沢川	有	美流渡コミュニティセンター
12	土 060	I-04-0720	奈良墓地の沢川	無	
13	土 061	Ⅱ-04-0730	毛陽の沢川	有	毛陽コミュニティ交流センター

14	土 062	準-04-003	高柳の沢川	有	美流渡コミュニティセンター
15	土 063	準-04-004	採石場裏の沢川	無	
16	土 064	準-04-005	奈良川	無	
17	土 065	Ⅱ-04-0740	病院沢川	有	万字地区集会所
18	土 066	Ⅱ-04-0750	万字睦町沢川	有	
19	土 067	Ⅱ-04-0760	万字巴町沢川	有	
20	土 068	Ⅱ-04-0770	緑町沢川	無	美流渡コミュニティセンター
21	土 069	Ⅱ-04-0780	シコロ沢川 2 の沢	無	
22	土 070	Ⅱ-04-0790	シコロ沢川 4 の沢	有	
23	土 071	Ⅱ-04-0800	シコロ沢川 5 の沢	無	
24	土 072	I-04-0810	栄町沢川	有	
25	土 073	I-04-0820	吉野町沢川	有	
26	土 074	I-04-0830	妙真寺の沢川	有	
27	土 075	I-04-0840	美流渡一の沢支流	無	
28	土 076	I-04-0850	湯の沢川左股	有	宮村地区集会所
29	土 077	Ⅱ-04-0860	浦田の沢川	無	

【急傾斜地崩落危険箇所】（28箇所）

NO	図番号	箇所番号	箇所名	人家等の有無	避難所
1	急 052	I-0-310-310	上志文町 1	無	
2	急 053	I-0-599-3017	岩見沢志文町 1	有	清園中学校
3	急 054	Ⅱ-0-264-264	上志文町 2	有	メープル小学校
4	急 055	Ⅱ-0-571-2352	岩見沢志文町 2	有	清園中学校
5	急 056	Ⅲ-0-206-206	東山町	有	岩見沢東高等学校
6	急 057	Ⅲ-0-207-207	上志文町 3	無	
7	急 058	Ⅲ-0-208-208	朝日町 1	無	
8	急 059	Ⅲ-0-209-209	朝日町 2	有	朝日コミュニティ交流センター
9	急 060	Ⅲ-0-210-210	毛陽町 1	無	
10	急 061	Ⅲ-0-211-211	毛陽町 2	無	
11	急 062	Ⅲ-0-212-212	毛陽町 3	無	
12	急 063	I-0-305-305	栗沢町美流渡栄町	有	美流渡コミュニティセンター (美流渡中学校)
13	急 064	I-0-306-306	栗沢町美流渡東栄町 1	無	
14	急 070	Ⅱ-0-256-256	栗沢町美流渡	有	美流渡コミュニティセンター

15	急 071	Ⅱ-0-257-257	栗沢町美流渡吉野町	有	
16	急 072	Ⅱ-0-258-258	栗沢町美流渡東栄町 2	有	
17	急 065	I-0-307-307	栗沢町万字巴町 1	無	
18	急 075	Ⅱ-0-261-261	栗沢町万字巴町 2	無	
19	急 066	I-0-308-308	栗沢町万字大平	無	
20	急 067	I-0-309-309	栗沢町万字仲町 1	有	万字地区集会所
21	急 073	Ⅱ-0-259-259	栗沢町万字寿町	無	
22	急 074	Ⅱ-0-260-260	栗沢町万字英町	無	
23	急 076	Ⅱ-0-262-262	栗沢町万字幸町	無	
24	急 077	Ⅱ-0-263-263	栗沢町万字仲町 2	無	
25	急 068	Ⅱ-0-254-254	栗沢町栗丘 1	無	
26	急 078	Ⅲ-0-204-204	栗沢町栗丘 2	無	
27	急 069	Ⅱ-0-255-255	栗沢町最上 1	有	栗沢 B & G 海洋センター
28	急 079	Ⅲ-0-205-205	栗沢町最上 2	無	

【地すべり危険箇所】（1箇所）

NO	図番号	箇所番号	箇所名	人家等の有無	避難所
1	地 004	0-22-22	日の出	無	